

「証券取引約款・規定集」

<非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款>

改正前	改正後
第2条（非課税口座開設届出書等の提出） 4. 第1項から第3項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第<u>19項</u>において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ<u>当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき</u>、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第<u>32項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。	第2条（非課税口座開設届出書等の提出） 4. 第1項から第3項の際、お客さまには租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第<u>20項</u>において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ<u>当該各号に定める書類をご提示いただき</u>、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第<u>33項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
第13条（届出事項の変更） 1. 非課税口座開設届出書等の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書により当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の<u>被保険者証</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。 2. お客さまの依頼により非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。	第13条（届出事項の変更） 1. 非課税口座開設届出書等の提出後に、当行にお届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書により当行にお届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の<u>資格確認書</u>、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認させていただきます。 2. お客さまの依頼により非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。
附則 この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用します。	附則 この約款は、<u>2025年12月2日</u>より適用します。